

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 復興庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税）	
要望項目名	津波被災区域における固定資産税及び都市計画税の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>平成23年度分から25年度分の固定資産税及び都市計画税に関しては、地方税法附則第55条に基づき、東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋（平成24年度分以降は、土地及び家屋の使用状況等を総合的に勘案して課税することが適当と認められる土地及び家屋を除く。）については、課税を免除すること又は2分の1減額課税することとされている。</p> <p>津波により甚大な被害を受けた区域内においては、現在においても使用収益がされていない土地及び家屋が多数存在するため、復興の進展状況を踏まえ適切な見直しをしつつ、平成26年度分以降の固定資産税及び都市計画税についても、土地及び家屋の使用状況等を勘案した所要の措置を講じる。</p>	
関係条文	地方税法附則第55条	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>津波により甚大な被害を受けた区域内においては、現在においても使用収益がされていない土地及び家屋が多数存在するため、そのような土地及び家屋の所有者に対し固定資産税及び都市計画税の課税負担を引き続き軽減することにより、津波被災区域内の被災者の生活再建を促進するもの。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域内に所在する土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税に関し、平成25年度分については、上述の「要望内容（概要）」欄に記載した特例が講じられているところであるが、震災後約2年半が経過し、津波により甚大な被害を受けた区域内に所在する土地及び家屋のうち、使用収益されるようになり通常とおり課税されるものも存在する。</p> <p>一方、当該津波被害は広大な面積に渡っており、現在においても津波被災区域内の土地及び家屋についての被害がすべて回復する見込みが立つ状況ではなく、固定資産税及び都市計画税を課税することが適当でない土地及び家屋が多数存在する。</p> <p>したがって、津波被災区域内の被災者の生活再建を促進するため、復興の進展状況を踏まえ適切な見直しをしつつ、平成26年度分以降の固定資産税及び都市計画税についても、土地及び家屋の使用状況等を勘案した所要の措置を講じていく必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		1—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策：復興施策の推進 施策：(4) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	津波被災により土地及び家屋の使用収益ができなくなった被災者は仮設住宅等に避難し生活再建に向けて努力しているところであるが、当該被災者は一般的に経済的余裕がない場合が多いため、所要の措置を講じることにより、当該被災者の生活再建を促進すると考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	原子力災害に係る避難対象区域内に所在する土地及び家屋についても、避難等の実施状況等に応じた措置が講じられているところ。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	震災後約2年半が経過し、津波により甚大な被害を受けた区域内に所在する土地及び家屋のうち、使用収益されるようになり通常とおり課税されるものも存在する一方で、津波被害は広大な面積に渡っており、現在においても津波被災区域内の土地及び家屋についての被害がすべて回復する見込みが立つ状況ではなく、固定資産税及び都市計画税を課税することが適当でない土地及び家屋が多数存在する。 したがって、津波被災区域内の被災者の生活再建を促進するため、平成26年度分以降の固定資産税及び都市計画税についても、土地及び家屋の使用状況等を勘案した所要の措置を講じることが妥当と考えられる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成23年度 197億円 平成24年度 117億円 平成25年度 69億円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成25年度 現行制度を1年間延長</p>
<p>ページ</p>	<p>1—3</p>